

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N535
2015・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

浪江町自死事件の勝訴判決および確定のご報告…………… 深井剛志
浪江町津島地区の住民による原発事故の原状回復及び…………… 原 和良
被害賠償を求める集団訴訟提訴

ロースクールの実情と法曹養成

未修者の視点から見たロースクール・司法試験…………… 樋川雅一

検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第13回）

民主党「8月4日の変節」と刑訴法等改正案の8月7日衆議院通過…………… 立松 彰

☐ 69期向け4団体合同事務所説明会へ是非ご参加を…………… 今泉義竜

☐ 「刑事訴訟法等改正法案の衆議院可決に抗議し、参議院での廃案を求める」議長声明



戦争法案廃案！ 8・30国会10万人大行動（日比谷エリア・弁護士会館前）

浪江町自死事件の 勝訴判決および確定のご報告

東京 深井 剛志

1 はじめに

二〇一五年六月三〇日、福島地方裁判所は、東京電力株式会社に対し、福島第一原子力発電所における事故（以下「原発事故」）による自死被害者の遺族へ、損害賠償として約二七〇〇万円を支払うよう命じる判決（以下「本判決」）を言い渡した。そして、東京電力は控訴を断念し、判決は確定した。本判決は、昨年八月に下された渡邊はま子氏の判決に続く、原発事故による避難を苦にした自死遺族により東電の責任を求めた二件目の判決である。

2 事案の概要

福島県浪江町に住んでいた五十崎喜一氏（当時六七歳）は、妻の五十崎榮子氏、孫の五十崎貴明氏（事故当時高校三年生）とともに福島県浪江町幾代橋地区に居住していた。貴明氏は、両親が離婚後、父親に育てられたが、父親も事故の二年前に亡くしており、喜一、榮子夫妻が両親の代わりとして、貴明氏を育てていた。

福島第一原発の事故により、福島県浜通りの広範な地域は、大量の放射性物質に汚染された。当時の菅直人内閣総理大臣は、二〇一二年三月二日午後七時三分、原子力災害対策本部を設置し、福

島第一原発から二〇キロメートル圏内の居住者について避難のための立ち退きを行うことを指示した。同年四月二二日、福島第一原発より半径二〇キロメートル圏内が警戒区域内と設定され、一般住民は原則として同区域内に立ち入ることができなくなった。同時に、半径二〇キロメートル以遠の一部が計画的避難区域・緊急時避難準備区域に設定され、前者については、区域外への避難を行うことが指示された。

五十崎一家の暮らしていた浪江町も三月二二日の時点で避難地域に指定され、四月二二日には警戒区域に指定された。そのため、浪江町も住民は避難を余儀なくされた。そして、当然、五十崎一家も避難をせざるを得なくなったが、五十崎一家が避難をしたのは、小学校や高校の体育館といった、劣悪な環境であった。

最初の一週間は布団すらなく、柔道場から畳を持ってきてそれぞれ自分の家族の分を敷き、支給された毛布を掛けて寝ていた。仕切りもなくプライバシーもなかった。高校の体育館に入ってから一週間ほど経ったころ、喜一氏の体調に変化が訪れた。

喜一氏は、ほとんど眠れないと言い出すようになり、明らかに気持ちが悪くなり、会話をすることがなくなっていく。また、もともとは旺盛だった食欲が落ちていった。それから、持病の糖尿

病の症状として、足の痺れや足底の感覚喪失などが出てきた。そして、しきりに「もう絶対に戻れない」と嘆いていた。

四月三日、二本松市内のアパートが見つかり、五十崎一家は移住した。その環境は、それまでの浪江町での環境とは大きく異なるものであった。喜一氏は、釣りが何よりの趣味で、休みの日にはほとんど、家から車で五分位で行くことのできる請戸海岸に出かけて海釣りやその準備の仕掛け作りに時間を費やしていた。

また、喜一氏は、定年退職後に家庭菜園に打ち込むようになった。同じ町内の徒歩五分位の所に住む弟の家に、何にも使用していない土地があったため、喜一氏はその土地を借りて畑を作ることにした。草刈機を新しく買入れて草を刈り、友人から購入した豆トラクターで畑を耕し、釣りで使うテグスをはりめぐらせて、風よけを作ったり、自宅にあった四畳半くらいのプレハブ小屋を運んできて、休憩所にするなど、数々の手間をかけていた。その甲斐あって、事故直前の二〇一〇年には、多くの野菜を収穫することが出来た。

また、喜一氏は、孫である貴明氏を大変かわいがっていた。貴明氏は小学三年生で軟式野球を始めた。喜一氏は、貴明氏が野球をやることを、大変応援しており、練習のたびにジュースやパンをチームみんなに差し入れをしたり、毎回の送り迎

えをしていた。また、喜一氏は貴明氏の試合を欠かさず見に行くようにしていた。喜一氏は、試合前には励ましたり、試合中には声援を送り、応援をしていた。

しかし、避難後から、喜一氏の調子は悪化した。食欲が落ち、「盛りは少なくていい」「半分くらいでいい」と言ったり、昼食を抜いたりすることがあった。七月になってからは何も食べない日もあった。

日課であったコンビニへの散歩をしなくなり、しきりと浪江に「俺だけでも帰る」と無理なことを言うようになった。

欠かさず行っていた貴明氏の野球の試合にも行くことはせず、やっと連れ出しても、応援席に座ったまま、静かに試合を見ていた。

また、喜一氏の母親が避難生活が原因で認知症が進む中で、喜一氏は、「自分の親が弱っているところを見るのはつらい、耐えられない」と、同じことを毎日のように言っていた。

不眠と食欲減退は悪化していき、足の痺れ、知覚麻痺を訴えることが多くなってきた。テレビをつけっぱなしにして一日中ゴロ寝をしたり、座椅子に座ってボーッとしていることが多くなり、散歩に行くこともなくなった。「畑もできない。草だらけだし、帰ったって何もない」「釣りにも行けない」「釣り道具も持ってこれない」と、浪江町での生

活を失った苦しみを口にしていった。

そのような中、二〇一一年七月二三日、喜一氏は、飯館村の真野ダム付近の橋から身を投げて自死した。榮子氏は、東電の不誠実な対応に憤りを感じ、提訴を決意し、二〇一二年九月一八日、東電に対し福島地方裁判所に、総額約七四〇〇万円の損害賠償請求訴訟を提起した。

3 判決の内容

二年九ヶ月の審理を経て、二〇一五年六月三日、判決が言い渡された。本件の争点であった原発事故と自死との因果関係は、前回の渡邊はま子氏の判決のときと同様、避難によるストレス要因は、どれ一つをとっても、減多に起きることのない一般人にも強いストレスを生じさせるものであり、事故と自死の因果関係を肯定できるとした。

一方、本判決は、喜一氏の既往症である糖尿病や、ストレスに対する耐性の弱さを考慮して、損害額の四割を減額するという判断を下した。結果として、裁判所は、東電に対し、合計二七〇〇万円の賠償金の支払を命じたのである。

4 判決の評価

東電の起こした原発事故の重大性や広汎性を考

えれば、喜一氏の「個体の脆弱性」を考慮して減額が認められるべきではなく、この点に関する課題は残るが、従来の自死に関する裁判例との比較からすれば、減額は小さく、原発事故による過酷かつ連続した強いストレスを重視しており、意義のある判断と評価される。

榮子氏及び弁護士は、判決後の七月九日、東京電力本社を訪問し、東電に対し、控訴をしないこと、喜一氏の仏壇の前での謝罪を要求した。それに対し、東電は、その場で前記二つの要求に誠実に応じることを約束し、控訴期限徒過により判決は確定し、東電は謝罪を行なった。

渡邊はま子氏、五十崎喜一氏の裁判を終え、当弁護士が担当する自死事件は一応の解決を迎えた。しかしながら、原発事故避難者の中には、まだまだ多くの事故によって自死した者がおり、つい最近も、双葉町からの避難者が、仮設住宅で自死をしたとの報道がなされている。東電は、判決を経た自死遺族については、前記の様に謝罪及び賠償に応じているが、その他の自死遺族に対しては、まだまだ対応は不十分といわざるを得ない。

これら二つのたたかひの成果が、他の自死遺族者の救済へとつながっていき、真の意味で、自死遺族の救済が図られることを願っている。

浪江町津島地区の住民による原発事故の 原状回復及び被害賠償を求める集団訴訟提訴

東京 原 和良

1 福島原発事故は何をもたらしたか

二〇一二年三月二日、東日本大震災は、地震と津波による未曾有の被害を東北各県にもたらした。しかし、もっと悲惨で終わりのない被害が、その後に続いた。福島第一原発のメルトダウンによる放射能汚染である。先祖代々つましくも豊かで静かな田舎の暮らしは一変した。翌二二日の福島第一原発から半径二〇キロメートル以内の住民には避難指示が出された。四年半が経った今も自宅に戻れない人々がたくさんいる。

福島県浪江町津島地区。ここは、約四〇〇戸、一四〇〇人が暮らす静かな地区であった。山間の地であるこの地区は、地区全体が今も帰還困難区域に指定され、立ち入りが制限され居住が許されていない。豊かな農地とそこらとれるおいしい

作物、阿武隈山溪からわき出るきれいな水、おいしい空気。住民たちは、自然と共生しながら何世代も地域を育て守り続けた。地区には、部落と呼ばれる小単位の集落があり、集落では、毎年、正月の餅つき大会、部落対抗運動会、盆踊り大会、神社例祭、老人会、子供会などの行事に多くの住民が参加していた。そこではみなが顔見知りで家族も同然のコミュニティが形成されていた。

原発事故が彼らから奪ったものは、ふるさとそのものであり、人として生きる楽しみそのものである。

2 原告らの請求

(1) 除染請求

原告らは、お金が欲しいのではない。失われたふるさとを返して欲しいのだ。どんなに困難があらうとも、たとえその完全回復が何世代にわたる

壮大な事業であろうとも、汚した地球、汚したふるさととは、元に戻さなければならぬ。それが、人間として当然の義務である。

訴訟では、第一に、本件地域について、国・東電の除染義務のあることの確認を求め、二〇二〇年三月二日までに、放射線量を年間一ミリシーベルトにまで低下させるよう請求している。その根拠は、①地域社会という固有の環境の中で平穩に生活する権利に基づく妨害排除請求権、②不法行為に基づく原状回復請求権、③不動産所有権に基づく妨害排除請求権、としての放射線量低下請求権にある。

期限を二〇二〇年三月二日としたのは、社会通念上、一〇年以上ふるさとを放置すればその復興は困難になることから、帰還準備にその後一年程度がかかることを想定し、事故後九年までに最低限

の除染の完了を求めたものである。

そして、どうしても除染がかなわないというのであれば、原告らは除染に代えて予備的に損害賠償を請求する。汚染被害が重大であれば、除染義務も賠償責任も負わないというのは正義と公平に反する。このような不正義と不公平な扱いによる原告ら住民の受ける精神的苦痛は金銭には還元できないものであるが、あえて金銭的に評価すればその額は三〇〇万円を下らない。

(2) ふるさとの乖離を強いられていることに 対する慰謝料請求

原発事故以来、原告ら住民は、自宅とふるさとに住み生活する権利を奪われた。無人の地域となつた津島地区は、田畑は荒れ放題、家はいのししやハクビシンの被害にあつて腐朽が進行している。

避難生活を続ける原告ら住民には、毎月避難先での不便な生活を日々強いられる慰謝料として一定額が東電から支払われている。しかし、ふるさとを破壊され元の人間らしい生活に戻る道を閉ざされた原告らには、単なる避難先での生活の苦痛では汲み尽くせない甚大な被害があり、それは別個に慰謝されるべき精神的損害である。

予定される訴訟では、除染義務が履行され、ふるさと回復のめどが示されるまでの間、毎月の避難先慰謝料の支払いに付加してやむにやまれず、ふるさとか乖離されたことによる精神的慰謝料

の支払いを請求する。

(3) 被曝による健康不安慰謝料

二〇一二年三月二日午後七時三分、国は、福島

第一原発について、原子力緊急事態宣言を発令した。翌二日午前五時四四分、国は福島第一原発から半径一〇キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、これを受けて、浪江町災害対策本部会議は、原発から二五キロメートル以上離れた津島地区への避難を呼びかけた。これを受けて約八〇〇〇人の町民は、津島地区へ避難を行った。津島地区の住民は、一二日から一五日の間、流れ込んでくる浪江地区その他の住民の受け入れにあたり、地域ぐるみで宿泊所の確保、炊き出し、などに協力した。ところが、後日、この四日間、福島第一原発から放出された高線量の放射能は、山間の地域である津島地区に吹きだまり、人々の身体を危険に晒していたことが明らかにされた。国や東電は、SPEEDIのデータによりそのことを把握していたにもかかわらず、「公表すると現地がさらに混乱する」という理由で、危険の告知を怠り、住民らに多大な被害をもたらした。その中には、放射能への感受性が高く、将来、甲状腺ガンになる危険が心配される成長期の子どもたちもたくさん含まれている。

安全配慮義務を欠いた国と東電の棄民行為に対して、被害住民らは、被曝慰謝料を請求する。

3 すべての原発訴訟での勝利と 被害者の救済、ふるさとの奪還を

(1) 津島の住民の提訴は、国・東電を被告として福島地方裁判所郡山支部に九月の第一次提訴を皮切りに、約三〇〇世帯、一〇〇〇名の住民が提訴を順次行う予定である。

原発事故の責任をとらず、ふるさとと人間破壊の棄民政策に対して、地域ぐるみでその責任を問う津島訴訟は、日本経済のあり方、原発政策そのものを問う新たな裁判である。それは、人間の手で制御が不可能な技術に対して人類はこれからどう向き合うべきかを世界に問う裁判でもある。

(2) 既に、福島原発事故の被害賠償をめぐることは、全国各地で集団訴訟が取り組まれておりその原告数は一万人を優に超えたと言われている。また、各原発施設が存在する地域では、原発の稼働を許さない差止訴訟も取り組まれている。

私たち津島地区の訴訟は、これら先行する訴訟とその目的を共通にするものであり、共通の敵に対するたたかいである。巨大な敵に対しては、その違いを超えて連帯を強めていくことなしに勝利はあり得ない。

津島原発被害賠償原告団と弁護団は、すべての被害者及びその救済運動と連帯をしながら、現状回復と被害の完全賠償の実現に取り組む所存である。

未修者の視点から見た ロースクール・司法試験

埼玉 樋川 雅一

1 はじめに

皆様、はじめまして。埼玉支部所属六七期の樋川雅一と申します。

私からは、未修者から見たロースクール制度について、その実情の報告及び未修コースという制度に対する意見を述べさせて頂きたいと思っています。

2 法律家を目指すまで

私は、大学の学部時代に国際関係論を中心に学んでいくなかで、ヨーロッパにおけるムスリム系移住労働者とその家族を一つのテーマとして、研究職を目指すこととしました。そこで、学部を卒業した後、別の大学の文学部の社会学専修課程の三年次に学士入学し、その後、大学院のイスラム学専修課程に進学しま

した。しかし、人文系の研究職のポストは非常に限られており、仮にこのまま博士課程まで出たとしても、就職が困難であったことや自分の研究の展望も見えにくくなっていったことから、別の途を模索せざるを得ませんでした。

その当時、ロースクール制度が発足してから数年が経過しており、未修コースでは、法学部出身者でない者でも、三年間で法曹資格を手にすることができ、また、同コースは多様な人材に門戸を開いているとのふれ込みを耳にし、ロースクールに進学しました。弁護士であれば、自分の関心である移住労働者問題と関わりを持ちつつ、一応の生活もできると考えたからです。

3 ロースクールへ入学して

ロースクールへ入学してまず驚いたのは、未

修コースといっても、法学部出身者がかなりの割合を占めていたということです。私も、最初の大学の学部時代には、教養科目として「法学」「憲法」といった科目を履修しており、憲法判例についての知識程度は持っていました。しかし、周りの人たちとの知識の差は非常に大きく、授業のたびに挫折感を味わうこととなりました。

他方で、未修コースには、様々なバックグラウンドを持つ人が集まっていました。私のクラスにも、官公庁・国際機関の職員、都市銀行・外資系投資銀行等の社員、医師、理系の研究者及びフリーライターなど様々な経歴を持つ人たちがいました。個人的には、元の仕事を続けたいればいいのと思うこともありました。

4 ロースクールのカリキュラム

こうして始まったロースクールでの生活ですが、とにかく授業での課題が多く、復習にあてる時間が限られていました。授業までに、事前配布された設問に対する、自分なりの解答を用意しておく必要がありました。

特に、アメリカのロースクールに倣ったとされるソクラテックメソッドですが、実際は、生徒を順番に指名し、予め出されていた課題の答え合わせをするというものでした。唯一、

ロースクールの実情と 法曹養成

ローマ法と現代民法を同時に扱うという受験にあまり関係のない授業では、(おそらく)正しいソクラテックメソッドが行われており、そのクラスだけは、非常に楽しかったのを憶えています。

また、授業でカバーする範囲も膨大でした。特に、商法に至っては、一週間に二コマの授業を半年、つまり四単位分で会社法、商法総則・商行為、手形・小切手法をカバーするというもので、到底満足な知識を身につけることはできませんでした。

しかし、そのような中でもごく一握りの未修者については、法学部出身者に劣らない知識を持ち、議論に参加していましたので、このようなことになったのは、私の努力が足りなかった面も否定できません。

5 受験対策について

ロースクール制度が法曹養成のための制度である以上、修了後、司法試験に合格しなければいけません。しかし、ロースクールにおいては、受験指導は禁止されており、一年次に一度だけ、民事・刑事の答案を一通ずつ書き、弁護士教員にコメントをもらえるという

授業外の演習が行われたのみでした。

このような状況から抜け出すために、まず知識不足を解消しようと考え、予備校が出版している書籍を何種類も購入したり、法律答案のスタイルが分からず、やはり予備校の模範答案が掲載されている書籍を購入したりと迷走していました。

結局のところ、ロースクールに受験対策を期待することはできないため、自主ゼミを組んで答練をやりつつ、予備校を利用する(通学または通信講座)というのが、受験スタイルの王道であったと思います。私自身も、ロースクールの授業や定期試験ではなく、未修者で集まって組んでいた自主ゼミの中で、ようやく法律答案の書き方を身につけました。

6 ロースクール制度の理念と 私の現在

以上、報告してきました通り、未修者がロースクールにおいて、短期間で司法試験に合格することは制度上容易ではありません。私のロースクールでも、元々の専門分野で活躍していた人達が、進路を変えてロースクールに來たばかりに、その後の人生設計を大きく狂わせてしまったという事例がいくつもありました。

とはいえ、多様な人材を法曹にするという

理念については、基本的に私は賛成しています。実際にロースクールを経由することで、他分野から法曹界に参入し、社会的に意義のある活動を担っている先輩方が多くいらっしゃいます。

私が弁護士登録をして、九ヶ月以上が経ちました。私は現在、事務所の事件をなんとかこなしながら、事務所の寛大な配慮のおかげもあり、従来からの関心であった移住労働者問題について、様々な局面で関わる事ができています。具体的には、事務所における外国人事件の受任にくわえて、「外国人労働者弁護士団」「外国人技能実習生弁連」といった弁護士団での活動、埼玉弁護士会や関弁連の外国人委員会での会務、外国人を支援するNGO・NPOとの協同及び各種イベントにおける外国人向け法律相談への参加などです。私は現在、ロースクールに入学する際に描いていた、自分の将来の弁護士活動のイメージと概ね一致する活動ができていると感じています。

私は、ロースクールの未修コースに満足しています。ロースクールの未修コースは、過密なカリキュラムや受験指導の欠如など様々な問題点を抱えています。多様な人材を法曹界に送り込むという理念は今後も維持して欲しいと考えています。

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像…第三回

民主党「八月四日の変節」と 刑訴法等改正案の八月七日衆議院通過

司法問題対策委員会 立松 彰

1 与党と民主・維新、突然の修正合意

刑訴法等改正案が、八月五日の衆院法務委員会
で修正可決のうえ、七日の衆院本会議で可決され
た。司法取引の削除や盗聴拡大の制限などの共同
提案をしていた民主と維新が、八月に入ると突然、
与党との間で修正合意を成立させたのである。

(1) 刑訴法等改正案は三月二三日に国会に上程
されていた。民主党は六月末に、司法取引と盗聴
法拡大を削除した修正案を公表し（実質的には刑
訴法等改正案の廃案を求めるものと言える）、七
月初めに、維新との間で修正案を共同提案した。
その内容は、①司法取引と刑事免責は削除、②盗
聴法は対象事件拡大の範囲を限定、③録音・録画
制度については、対象事件外についても録音・録
画の努力義務を課し例外事由は限定、というもの
であり、政府案よりはるかにましなものであった。

(2) 衆議院法務委員会での実質審議は五月二
六日の趣旨説明から始まっていたが、野党委員
（民主、維新、共産）は結束して対応し、可視化、
通信傍受、司法取引、その他（証拠開示、保釈な
ど）の四テーマに分けて、それぞれ一般討論、参
考人質問、総括討論を行う審議方式を採用させ、
充実した審議が行われていた。野党委員の奮闘は
本法案に反対する冤罪被害者にとっても大きな希
望であった。

(3) さて、民主・維新の修正案であるが、その
対決的な内容からみて、与党と民主・維新の修正
協議がまとまる見込みは少なく、審議の長期化が
予想された。

ところが、八月に入るや事態は急転する。四日
の衆院法務委員会の理事懇談会で、与党と民主・
維新との間で修正合意が成立したのである。問題
はその内容であるが、政府案の問題点を何ら解消

するものではなく、原案に若干の手直しを加えた
程度の内容であった。そして、その修正案が五日
の法務委員会でも自公民維の賛成で可決、七日の衆
院本会議で可決されたのである。

民主党の突然の変節は、冤罪被害者に対する裏
切りに他ならず、同法案反対運動にかかわってき
た者にとって憤りの対象となった。

2 「修正」案の内容

顰蹙を買っている修正案の内容は、次のとおり
である。

(1) 司法取引について

① 検察官が合意をするか否かを判断するに
当たって考慮すべき事情に、「合意に係る犯
罪の関連性の程度」を追加すること。

② 被疑者又は被告人及び弁護人に異議がない
ときは、「協議の一部を被疑者若しくは被告人又
は弁護人のいずれか一方のみとの間で行うことが
できる」とする規定を「協議の一部を弁護人のみと
の間で行うことができる」との規定に改めるもの
とすること。すなわち、弁護人の「常時関与」と
すること。

(2) 盗聴法について

① 傍受記録に記録されている通信の当事者に
対して通知すべき事項に、「傍受記録の聴取等及
び傍受の原記録の聴取等の許可の請求並びに不服

申立てをすることができ旨」を追加するものとする(二〇条第一項関係)。

② 通信傍受について国会に報告すべき事項に、暗号技術を活用する方法により傍受の実施をした場合におけるその旨を追加するものとする。

③ なお、現行法の「警察官の立会い」に代えて「捜査に関与しない警察官が傍受に立会う」という運用面の方針が、与党と民主・維新の間で確認された。「泥棒に泥棒を監視させるようなものだ」と揶揄されるように、有害な運用ではない。

(3) 検討事項(附則九条)について

① 録音・録画制度についての「三年後見直し」条項の若干の手直し。

② 録音・録画制度以外の事項についての「三年後見直し」条項の追加。

③「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の使命の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする」との規定の追加。

なお、「等」の中には会話傍受も含まれているという。

3 冤罪被害者の日弁連会長への申し入れ

(1) ところで、日弁連執行部は、多くの問題を

かかえる刑事法改正案に対し、「早期成立」を望む会長声明を二度にわたり公表したが、これが冤罪被害者や支援者から強い疑念と批判を持たれた。布川事件の桜井昌司氏や志布志事件の川畑幸夫氏は、日弁連執行部の真意を図り兼ね、六月八日、冤罪被害者二名の連名をもって日弁連会長宛に申し入れ書を提出し、四項目にわたる質問事項につき回答を求めた。その冒頭には次のような問題意識が示されている。

「私たち冤罪被害者は、このたびの『刑事訴訟法等の一部を改正する法律案』に対して、冤罪が増えこそすれ、減ることはない危険なものだとして、成立の反対を訴えて来ました。しかし、日本弁護士連合会は、同法案の『早期成立を求める会長声明』を出され、国会議員に対しても『早期に成立させて欲しい』としてロビー活動もされていると聞きます。

国民の権利を守り、冤罪者を救うために活動される日本弁護士連合会が、国民の権利が侵される冤罪の危険が増す、このような法案を成立させるために積極的に活動されますことは、私たちには信じられない思いですし、驚くばかりです。

全事件の全面可視化を求めて活動されて来たはずの日本弁護士連合会が、なぜ取調官の裁量を含む抜け道だけの可視化法案を飲まれて、『早期成立』などと積極的に警察や検察の思惑に乗った活動

をされるのか、私たちは残念で納得できません。

日本弁護士連合会には、ぜひとも私たち冤罪被害者の立場に立ち戻られて、冤罪の虞がなくなる修正が行われるまでは法案の成立をさせないよう行動して頂きたいと願いまして、私たちの以下の疑問に対しましてお答え頂きたく申し入れ致します。」

(2) そして、申し入れ書末尾において、次のように書面による回答を求めた。

「私たちと会う時間を設けて頂きたい願いは、会長公務の多忙で無理とのことですが、一六日、鹿児島から上京します志布志事件の川畑さん、藤山さんはじめ、冤罪被害者が、この刑事訴訟改正問題で院内集会や記者会見をする予定ですので、その一六日の記者会見前に日本弁護士連合会としてのご見解を受け取りに伺います。私たちの疑念に対しまして、日本弁護士連合会としてのご回答を、回答書として頂けますように、冤罪被害者一同の連名で申し入れさせて頂きます。」

(3) 六月一六日に日弁連を訪れた桜井昌司氏や川畑幸夫氏らに対し、日弁連執行部は日弁連事務総長名義の書面をもって次のとおり回答した。

「申し入れ書では、可視化、証拠開示、通信傍受及び司法取引に関する当連合会の意見をお求めですが、当連合会が公表している会長声明(別紙を御参照ください。)のとおり御理解いただければ

幸いです。」

会長声明に疑念があるので回答して欲しい、という真摯な冤罪被害者の申し入れに対し、その疑念ありとされた会長声明をもって回答としたのである。

4 江田五月元法務大臣の認識

(1) 桜井昌司氏や川畑幸夫氏は、日弁連訪問に続いて民主党の江田五月議員を訪問している。

江田五月議員は、今回の法案のもとになった法制審への諮問第九二号(二〇一二年五月一八日付)を民主党政権下の法務大臣として諮問した本人である。捜査権限の拡大・強化に傾斜した今回の法案には不満ではないか、との推察からである。

では、江田五月議員の反応はどうであったか。江田五月議員のホームページは、この時の会談の模様を次のように伝えている。

「今日は、朝は議員宿舎でゆっくりし、一二時に会館事務所に入ると、布川事件の桜井昌司さん、志布志事件の川畑幸夫さんが来ておられ、三〇分ほど、刑事訴訟法改正案につき意見交換しました。彼らは、冤罪事件の当事者として、この法案を強く批判し、廃案にすることを求めています。日弁連にも行つて抗議をしてきたそうです。私は、弁護実践によって法案の懸念の現実化を防ぎ、より良い刑事司法にしていこうという日弁連の

態度に、理解を求めました。」

(2) 「弁護実践による法案の懸念の現実化の防止」が不可能であるからこそ、司法取引の導入等を柱とする今回の法案に反対しているのである。このホームページからは、本法案に対する江田五月議員の問題意識は不明であるが、日弁連と協力して本法案を今国会で成立させるという民主党幹部である同氏の強い意欲が窺われるのである。

5 今回での成立見送り?

九月四日「今国会での成立見送り」の報道が流れた。参院に送付された修正案は、八月二日の

本会議にて趣旨説明が行われたものの審議入りできずにいた。刑法法等改正案の優先審議を求める与党と自ら提出し審議中の人種差別撤廃施策推進法案の優先審議を求める民主党との間で調整がつかなかったのである。そこに戦争法案を巡る与野党の攻防が加わり、会期末を控えた与党は、重要法案の処理方法を協議し、刑法法等改正案の今国会での成立を見送ることにしたというのである。しかし、一寸先は闇である。司法試験問題漏洩事件の審議を口実に法務委員会が一日に開かれ、本法案の趣旨説明が行われ審議入りしたのである。

今後の日程

【常任委員会】

- * 第3回
12月4日(金)～5日(土) 静岡(浜松)
- * 第4回
2016年 3月 4日(金)～5日(土) 鹿児島

【第47回定時総会】

2016年 6月25日(土)・26日(日) 神奈川

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

10月 5日(月) 18時～20時

【憲法委員会】

10月22日(木) 10時半～12時半
11月17日(火) 10時半～12時半

【修習生委員会】

10月28日(水) 15時～17時
(全国スカイプ会議は15時～15時半)

【広報委員会】

9月29日(火) 18時～20時
10月20日(火) 18時～20時

青法協会員所属の法律事務所のみなさま

六九期向け四団体合同事務所説明会へ 是非ご参加を

修習生委員会 今泉 義竜

またこの季節がやってきました。恒例の四団体（自由法曹団、青法協、日民協、労働弁護士）事務所説明会を開催します。

六九期は、今年二月下旬から一年間の司法修習を行い、来年二月登録予定の期です。昨年から復活した和光集合修習期間中に説明会を開催するため、多数の修習生の参加が予想されます（八〇名程度）。多くの事務所に参加していただき、新しい出会いが生まれる機会にしたいと思います。ぜひふるってご参加ください。今年の四団体説明会は一回のみの開催ですので、全国からのご参加をお待ちしております。

なお、都合により参加できない遠方の事務所で、是非新人をという事務所につきましては、メールまたはFAXにて、詳しい募集要項（事務所

名、採用担当者、連絡先、採用予定人数、勤務条件、事務所の特色等）を送付ください。当日参加した修習生に紹介致します。

◆質問・参加受付

参加される事務所は、事務所名、参加者名をご記入の上、左記宛先まで FAXまたはメールで二月七日までに御連絡ください。

東京法律事務所

電話 〇三―三三三―五五〇六―一
FAX 〇三―三三三―五五七四―二
メール imazumi@tokyolaw.gr.jp

参加要綱

◆とき…二月二日（土）午後二時～

◆ところ…主婦会館プラザエフ「カトレア」
（JR四谷駅から徒歩一分）

◆参加費

事務所説明会 弁護士二人につき二万円
懇親会費 弁護士二人につき二万円

◆当日の予定

一二時半 開場
一三時 開始（学習会）

六九期司法修習生を対象にした学習会です（内容は未定）。この時点では、事務所側は参加していただかなくても結構です。

一四時 事務所説明会開始
*遅くともこの時間までにお越しください。
一七時半～ 懇親会

「刑事訴訟法等改正法案の衆議院可決に抗議し、

参議院での廃案を求める」議長声明

1 八月七日、盗聴法（通信傍受法）の対象犯罪の拡大及び要件の緩和並びに司法取引の導入等を内容とする刑事訴訟法等改正案が、自民・公明・民主・維新の賛成により衆議院本会議で可決した。

この改正案は、自民・公明・民主・維新の四党による協議を反映した修正案として提出されたが、修正案とは名ばかりで、本法案が持つ根本的な問題点は何ら解決されていない。

2 そもそも、刑事訴訟法等の改正の前提となった「新たな刑事司法制度の構築」に関する法改正要綱（以下「本要綱」という）は、厚生労働省郵便不正事件（いわゆる村木事件）などの冤罪事件や、検察の不祥事を契機として法制審議会の特別部会が設置されたという経緯からすれば、誤判や冤罪の防止、なにかんずく違法・不当な取調べの防止など、旧来の糾問的な取調べに依存した捜査・公判の在り方を改善するという国民の期待に応えるためのものだったはずである。

しかし、本法案は、こうした国民的期待に反し、法務官僚・警察官僚・一部の刑事訴訟法研究者らの主導により、捜査権限の拡大・治安維持の強化を内容とする、極めて問題点の多いものとなっている。

3 第一に、本法案は、盗聴法の対象犯罪を詐欺・恐喝・監禁といった一般刑法犯にまで大幅に拡大し、盗聴時の通信事業者の立会いを不要とするものである。もとより、盗聴による捜査は、令状主義違反・プライバシー侵害等の点で憲法違反の性質を強く有するものであるが、対象犯罪の拡大と立会いの省略は、さらなる捜査の濫用を招き、人権侵害の危険性を増大させるものである。

盗聴された当事者が傍受記録を閲覧することや、当事者への不服申立てができる旨の通知の義務付け等といった修正がなされたが、盗聴により侵害されたプライバシーの権利等は不服申立てなどの事後的な措置では回復できず、根本的な問題点は放

置されている。

4 第二に、本法案は、密告を奨励し新たな冤罪の温床となる「他人密告型」の司法取引制度を導入しようとするものである。

司法取引は、被疑者が他人の犯罪の解明に協力する見返りに、検察官が起訴を見送ったり求刑を軽くするという利益を与えるものである。この制度の導入前も事実上の取引が繰り返され、冤罪が生み出されてきた。本年三月五日、名古屋地裁は、贈賄者とされる者が自己の刑事処分には有利となることを期待して虚偽の供述を行ったと明確に認定し、美濃加茂市長に無罪を言い渡した。

司法取引が制度として確立してしまえば、これまで以上に、無実の「共犯者」や全く無関係の他人を冤罪に陥れる虚偽の供述を誘引する危険性が高まるのであつて、極めて大きな問題がある。

修正協議を経て、弁護人による常時関与を認めること、被疑者と他人の犯罪の関連性を判断者である検察官の考慮事項に加えるという「修正」がなされた。しかし、そもそも弁護人は被疑者段階では証拠開示を受けられないから、他人の犯罪について一切の資料がない状態で検察官と協議しなければならず、弁護人の関与は甚だ不十分である。また、

検察官が被疑者と他人の犯罪の関連性を考慮するとしたところで、濫用の危険性は低下しない。この制度には虚偽供述の誘引により冤罪を生み出すという根本的な問題点があるが、何ら手当てはなされていないのである。

5 第三に、本法案によって導入される取調べの可視化には、対象がきわめて限定され、捜査機関による恣意的運用を許すことになるという大きな問題点がある。

冤罪防止の観点から注目を集めていた取調べの録音・録画制度であるが、本法案では、憲法上極めて重要な権利である黙秘権や取調べ受任義務の問題を議論しないまま、任意性の立証手段として制度設計されている。このため、冤罪防止という本法案の出発点から大きくかけ離れた無意味なものであるばかりか、かえって有害な制度となる危険性がある。

対象事件は裁判員制度対象事件と検察独自捜査事件に限定され、録音・録画の例外となる事由は捜査機関の恣意的な運用を許すものとなっている。さらに、被疑者が事実上「任意」の取調べを拒否できない実情を無視し、任意捜査における適用を除外している。

これらの極めて大きな問題点は、修正されないままになっている。

6 本法案が導入しようとしている刑事司法制度は、本来の目標であった誤判・冤罪の防止に逆行するものであり、憲法が保障する適正手続保障の理念・黙秘権をはじめとする刑事手続上の人権保障の観点から欠如していると言わざるを得ないものである。こうした本法案の危険性は、衆議院法務委員会での審議において次々と明らかにされたが、自民・公明・民主・維新の四党は、冤罪防止という本来の趣旨や冤罪被害者らの声を無視し、衆議院本会議で可決した。

自民・公明・民主・維新による「修正」は、本法案の問題点を放置した全く意味のないものであり、本来であれば個別に慎重審議すべき重要法案を一括して成立させることは、絶対に許されない。

当部会は、基本的人権を侵害し憲法的価値の破壊をもたらすこのような刑事法の改正には断固反対であり、ここに改めて強く抗議し、本法案を廃案とするため、誤判・冤罪を許さない人々との共同行動など、あらゆる運動を展開していくことを決意するものである。

二〇一五年八月二五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

編集後記

▼雨降りの三月九日に近所のスーパーの中で妻が転倒し、左膝蓋骨を骨折してしまった。

手術をして一ヶ月弱の入院の末、退院となったが、もちろん歩けない。リハビリもしなければならぬが、二歳児がいるので、妻の実家に面倒を見てもらうほがなく、四月四日に妻子が実家へ行った。逆単身赴任の始まりである。▼これを機に押し入れの整理、台所の整理などを端からすることにした。こんなにも要らないものをため込んでいたのかと驚くほど無駄なものをため込んでいた。ここ数年、目の見なかつたものは捨てることにして、片っ端から捨てまくって整理した。▼この間、一ヶ月半に一度面会交流を実施したが、月一の面会交流は少ないんだなあというのを実感した。▼ようやく八月一六日に妻子が戻ってきた。妻は、実家で何もしないで済む生活を満喫していたため、また実家に戻って二ヶ月くらい居ようかしら、などと言いつけている。

(高木宏行)